

のて到時此の如くは必ずしも其の平多勢の得
 西字の如くも圍籠のつ解と得る必要のあらが
 日本守備隊の如くは征事の關係上協同の中
 には必ずしも其種の位置にあつて 十一 粟
 の投票権とあるは日本海軍と云ふに解と得
 べき事と考へらるべき也。
 然るは投票権の結果日本に何等の長と權同
 い投票する事なき事給然るに内田、武田
 の本より日如海軍長官長権時より副長官長
 兼井、海軍の西字に再三書見しに解
 以て其の如く投票の如く大に之と許し
 投票の権を創し、一者投票せし事と